



MINISTRY OF INDUSTRY AND TRADE
VIETNAM CHEMICALS AGENCY

ベトナムにおける化学品法の 概要と改正

担当責任者: LE VIET THANG (理学修士)

商工省化学品庁次長

電話: +84 982230483 メール: Thanglv@moit.gov.vn

2025年1月

目次

ベトナムにおける化学物質管理制度の概要

化学産業の概要

組織的枠組み

工商省および化学品管理局の役割・目的

法的枠組み

化学物質および基準の一覧

化学物質に関する国家標準

国家化学物質インベントリ・データベース

化学品法 (改正法)

ベトナムの化学品法施行に関する評価

政策1: 化学産業の持続可能な開発 - 基盤的かつ近代的な産業へ

政策2: ライフサイクル全体にわたる一貫した化学物質管理

政策3: 製品に含まれる化学物質の管理

政策4: 化学物質の安全・安心を徹底するための効率性の向上

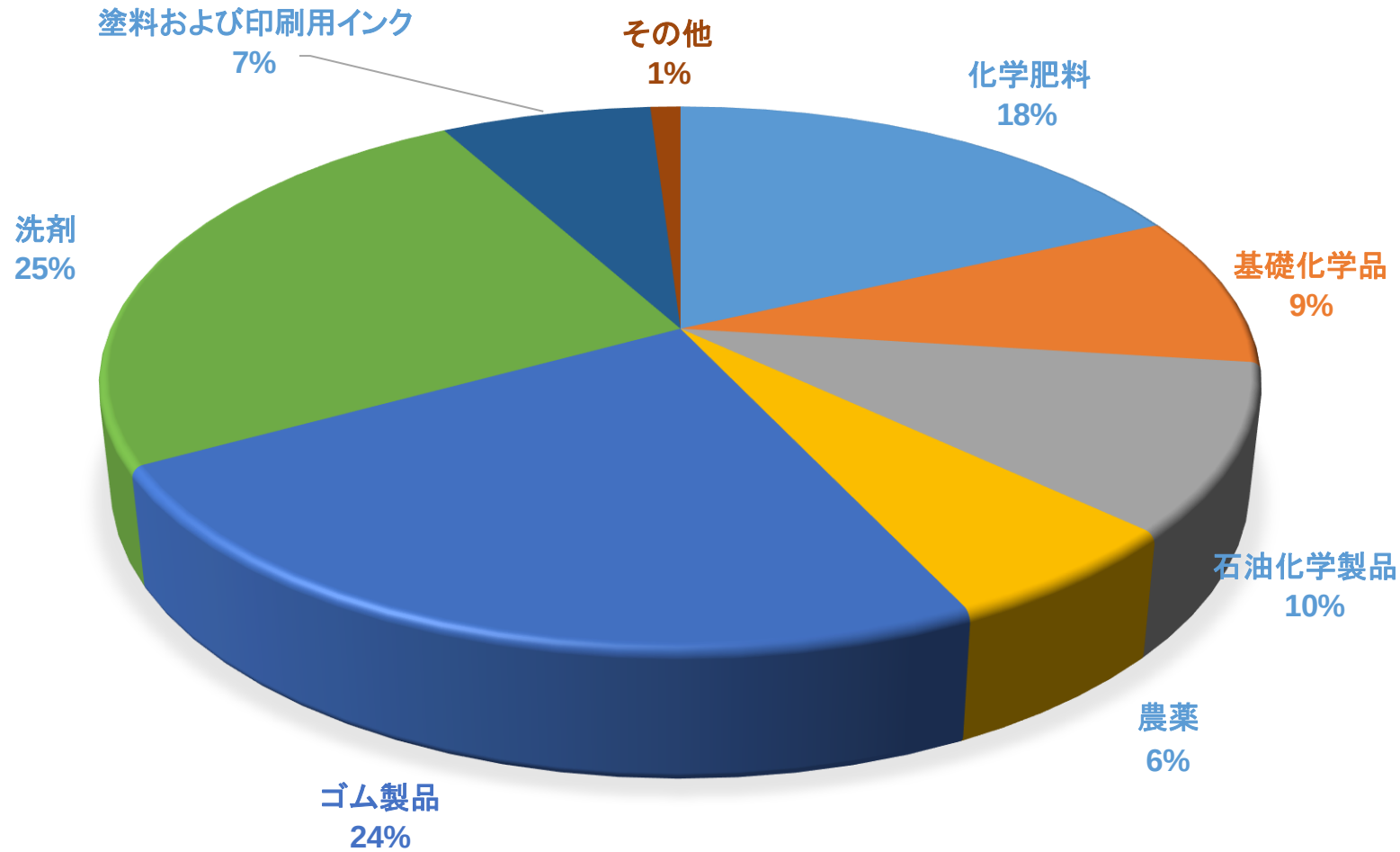
その他の主要な基準

化学品法 (改正法) に期待される効果と影響

次のステップ

化学産業の概要

2020年のベトナムの化学産業



- 総額: 2,400万米ドル
- 成長率: 11%
- 産業貢献度: 13.2%

組織的枠組み

省庁	輸出入	生産	取引	輸送	使用	廃棄
商工省 (MOIT) – 主体	全般	全般	全般	-	産業・工業	-
天然資源環境省 – MONRE	POP、廃棄	-	-	POP、廃棄		POP、廃棄
農業農村開発省 - MARD	農作物保護剤、農薬	農作物保護剤、農薬	農作物保護剤、農薬	-	農作物保護剤、農薬	-
保健省 - MOH	薬剤、殺生物剤	薬剤、殺生物剤	薬剤、殺生物剤	-	薬剤、殺生物剤	-
運輸省 - MOT	-	-	-	主務	-	-
地方行政組織	協力					

工商省および化学品管理局の役割・目的

商工省

化学品庁

行政管理事務局

化学産業開発部

化学物質管理部

事故対応・化学物質安全センター

行政管理

国際協力

検査

化学産業に関する
国家戦略

化学物質への出資に関する
認可

化学物質の生産・取引に関する
認可

国家技術標準

化学物質の輸出入に関する
認可

化学物質の事故対応計画に関する
認可

国家化学物質インベントリ・データベース

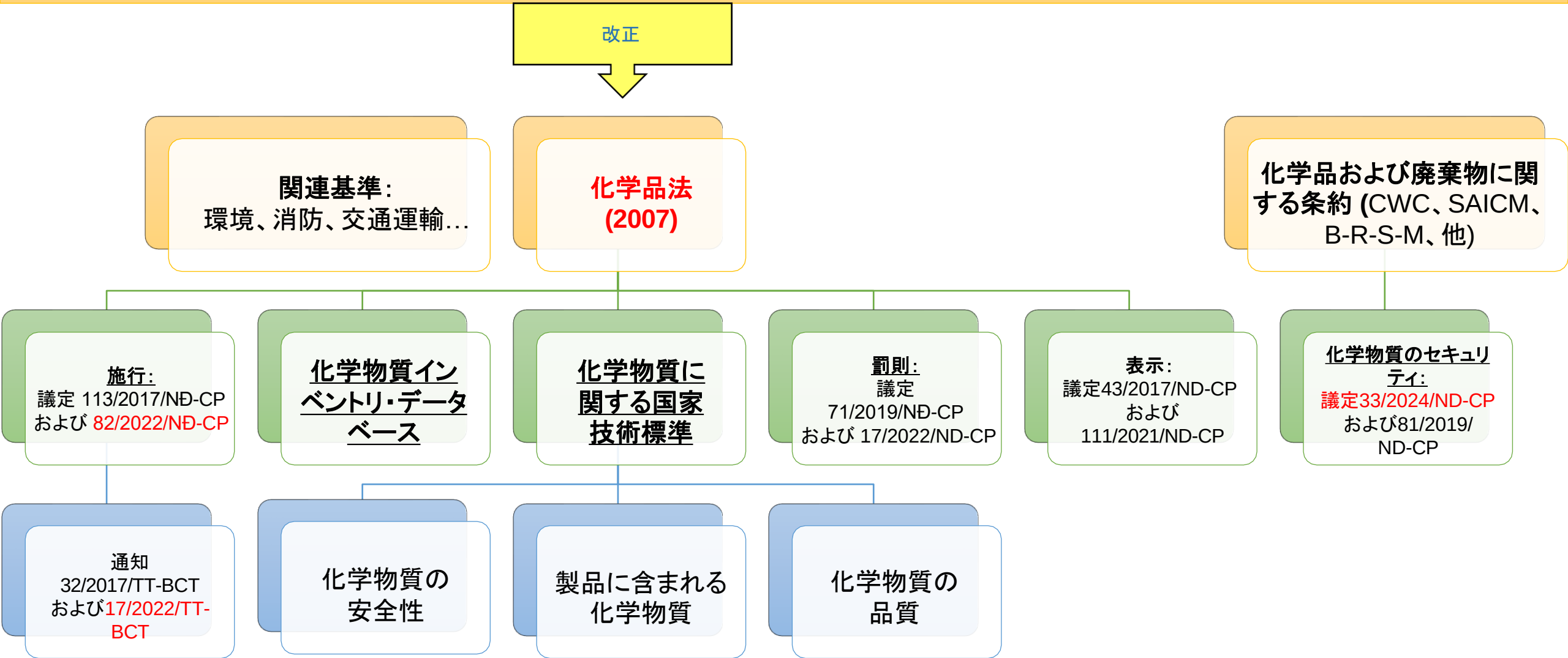
GHS、CBI..

トレーニング

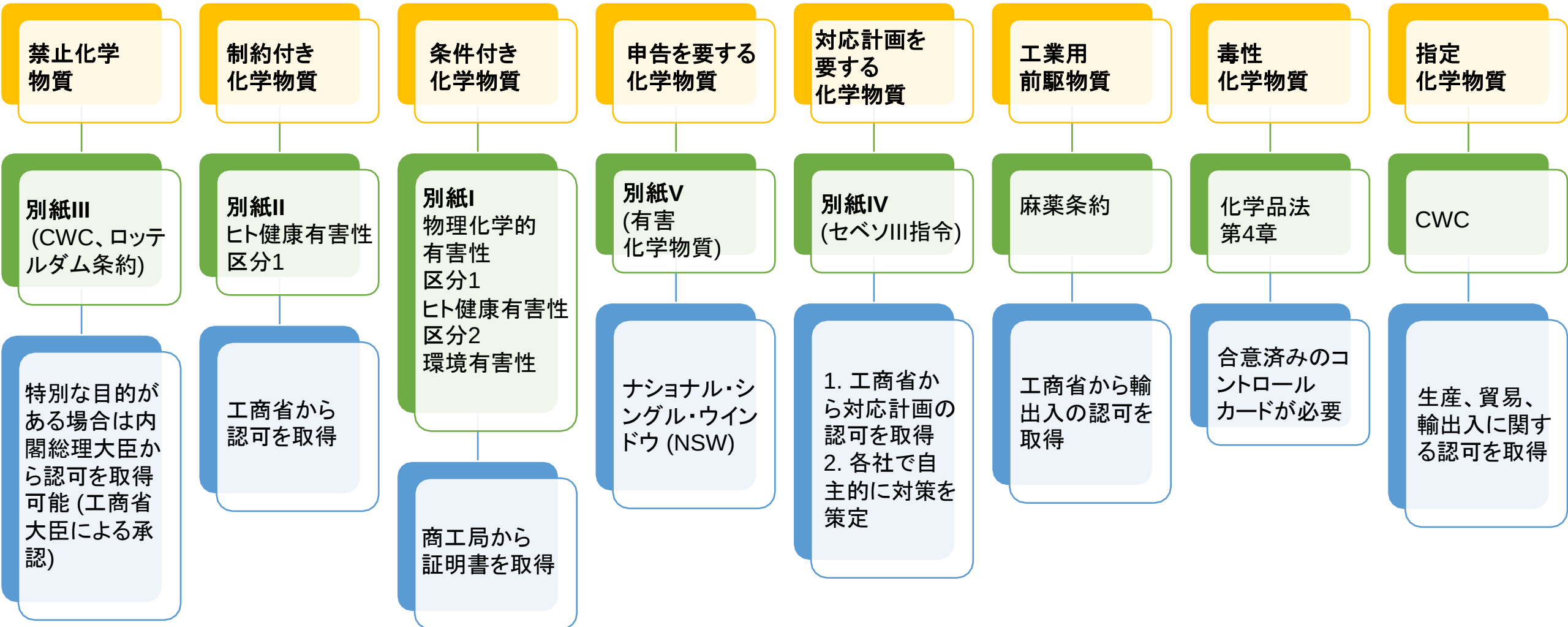
技術サポートおよびサービス



化学物質の管理に関する基準的枠組み



化学物質および基準の一覧



認可システム

	輸出入	生産	取引	使用	安全性	GHS
禁止化学物質						
制約付き化学物質						
条件付き化学物質						
工業用および爆発性の前駆物質						
指定化学物質						
その他の有害化学物質						

	全面禁止
	認可制
	自己責任

化学物質に関する国家標準

化学物質 の安全性

- 有害化学物質の生産、貯蔵、輸送、使用の安全性に関する国家技術基準 - 一般基準

製品に含 まれる化 学物質

- 蛍光灯の水銀含有量に関する国家技術基準
- 塗料中の鉛総含有量制限に関する国家技術基準

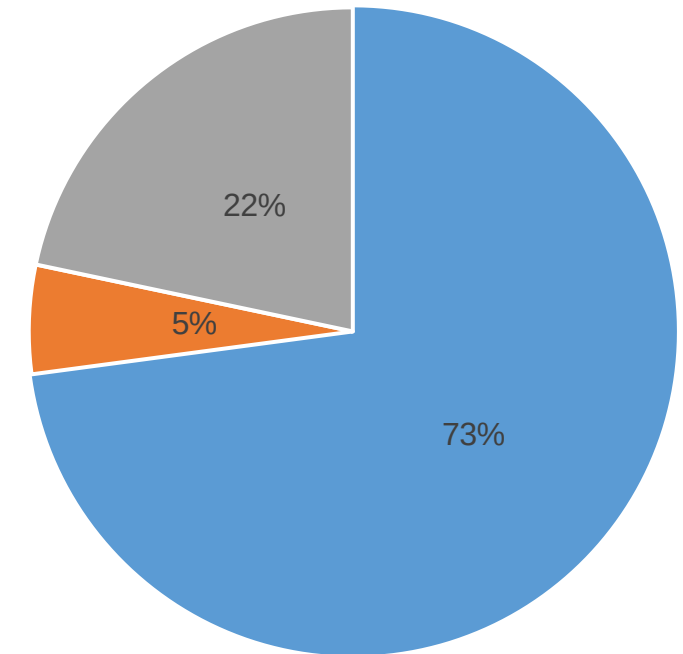
化学物質 の品質

- 工業用化学品 (水酸化ナトリウム、アンモニア、ポリ塩化アルミニウム) および工業用爆発物生産の品質に関する国家技術基準

国家化学物質インベントリ・データベース

法的枠組み	化学品法 – 2007年6月
対象範囲	ベトナムで使用する化学物質
主体	ベトナム化学品管理局
指定物質の数	約 41,541点
化学物質の識別	CAS
化学物質名	IUPAC
対象となる責任者	- 生産者および輸入業者 - 外国企業またはそのベトナムの代表者?

登録化学物質 (41,541点)



- エビデンスなし
- エビデンスあり、検討中
- INC草案

ベトナムの化学品法施行に関する評価

主な成果

経済効果

- 業界の安定的な成長 (年間10～11%)
- 国内の生産能力の向上
- 先進技術の導入

社会面・安全面での成果

- 化学物質に対する安全意識の向上
- 国際条約への効果的なコンプライアンス
- 事故防止システムの強化

インフラ整備

- 国家化学物質データベースの作成
- 情報管理の近代化

主な課題

基準的枠組み

- 対象範囲と定義があいまい
- 化学製品の分類が不適切
- 有害化学物質基準が限定的

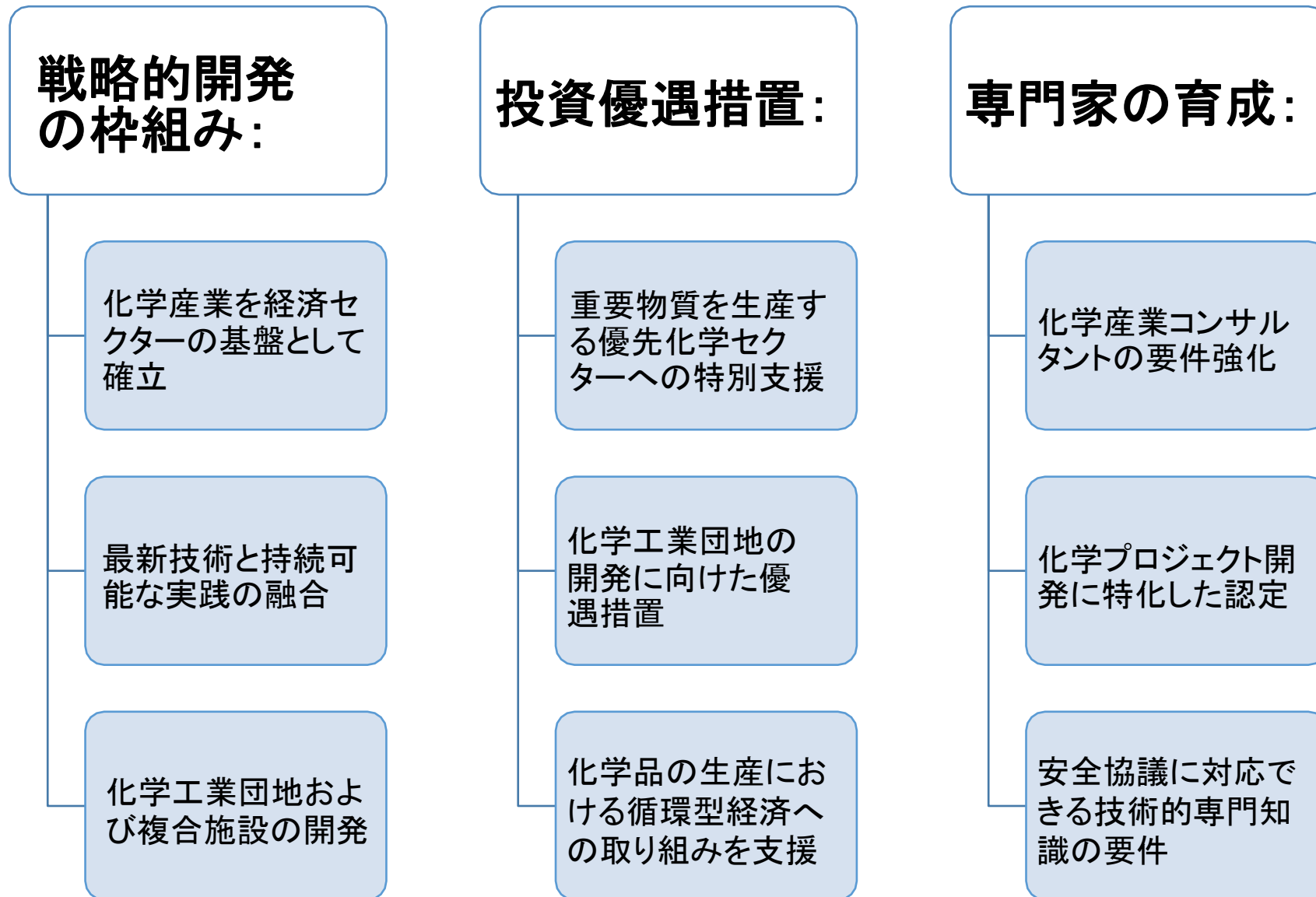
業界の発展

- 投資優遇措置が不十分
- プロジェクト協議要件が不適切
- グリーンケミストリーへの対策が限定的

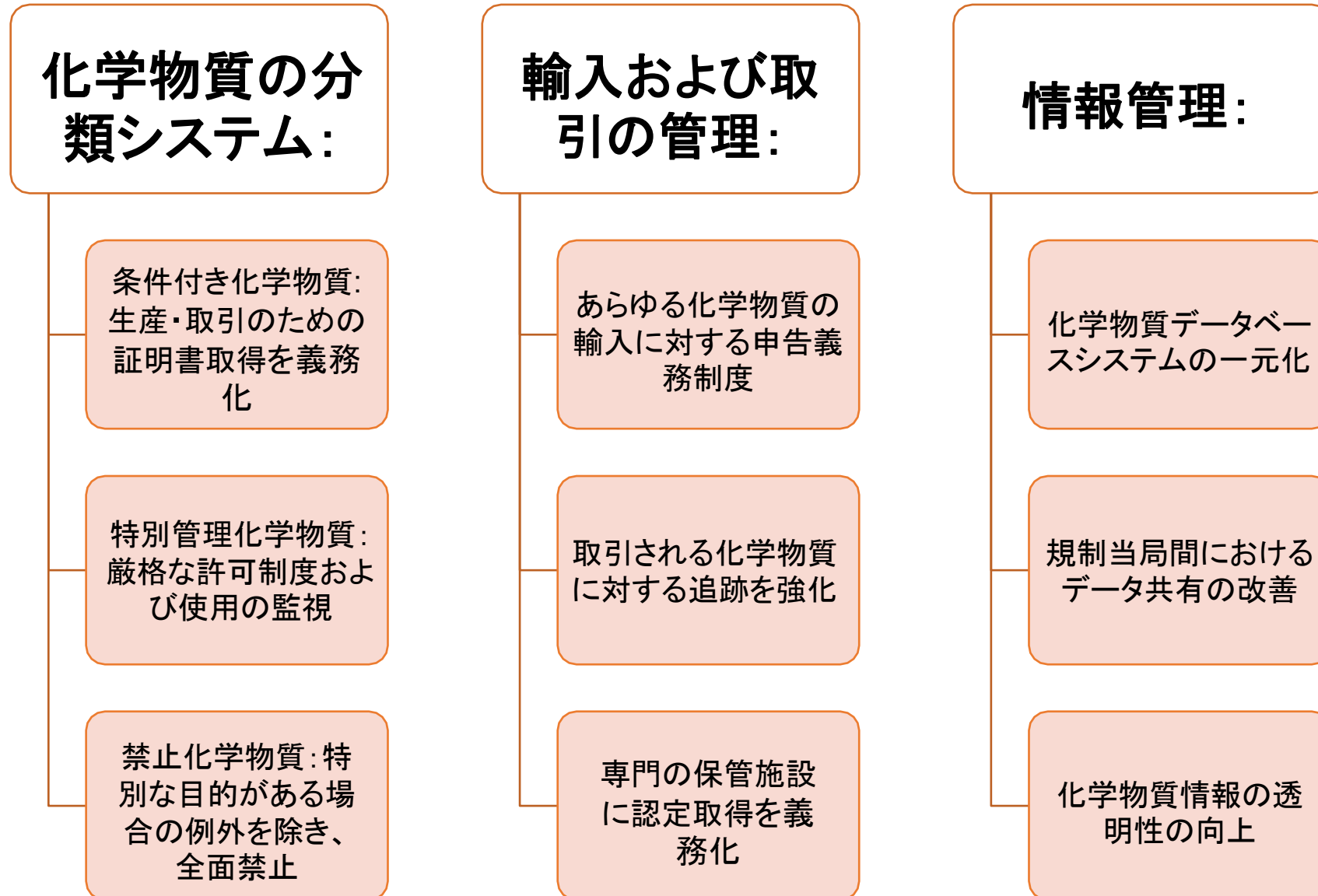
安全性と管理

- 化学物質のライフサイクル管理における埋まらないギャップ
- 安全に関するトレーニングの実施が不十分
- 緊急対応能力が限定的

政策1: 化学産業の持続可能な開発 - 基盤的かつ近代的な産業へ



政策2: ライフサイクルごとの化学物質管理



政策3: 製品に含まれる化学物質

製品の安全性 の枠組み:

製品に含まれる有害
化学物質を省庁レベ
ルで公表

技術標準のない製品
の管理プロトコル

化学物質含有量
の開示を義務化

製造管理:

有害化学物質生産時
の管理手順を義務化

化学物質含有製品の
品質管理を義務化

有害物質の廃棄管理
プロトコル

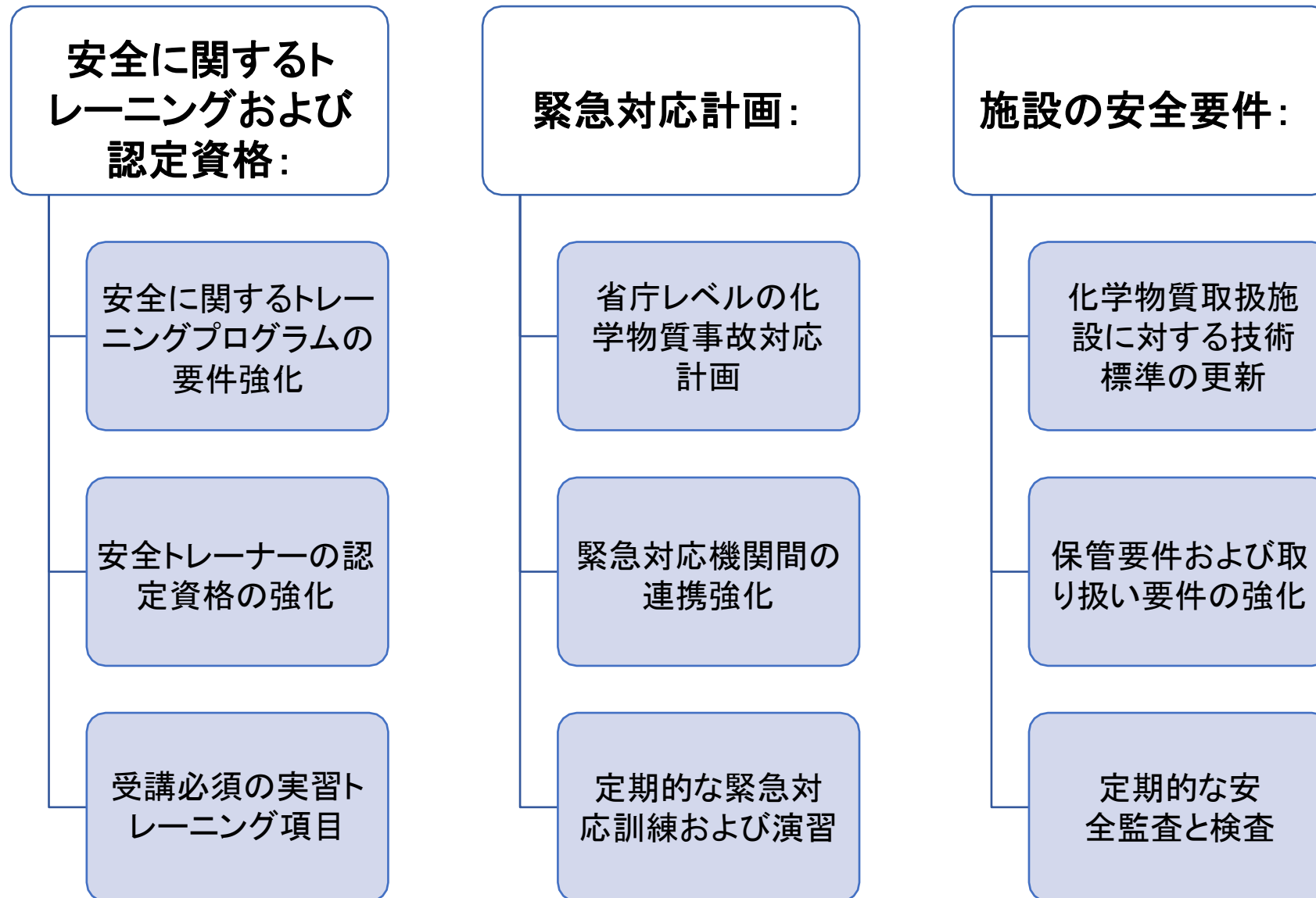
消費者の保護:

透明性のある表示
を義務化

有害化学物質含有
量の公表

製品の安全情報
システムの強化

政策4: 化学物質の安全・安心を徹底するための効率性の向上



その他の主要な基準

環境保護および地域社会の安全:

戦争の負の遺産、残留化学物質の処理基準の強化

未確認の毒性化学物質に関する省庁の管理責任

地域社会に対する安全情報の開示を義務化

国家の管理体制:

工商省を主体とした、政府による統一的な監督

化学物質管理における省当局の責任の強化

各省庁と地方自治体の連携強化

行政改革:

行政手続きを担う12のグループでシステムを合理化

従来の基準から手続き担当の5グループを削減

化学物質管理におけるデジタルトランスフォーメーションの強化

国際的なコンプライアンス:

国際化学物質管理条約への準拠

国際貿易協定が求める義務の施行

化学物質管理対策を国境を越えて強化

化学品法 (改正法) に期待される効果と影響

経済発展:

- 化学品法の投資優遇措置および特別支援政策で、基盤となる化学物質セクターの成長を促進
- 化学物質コンサルティングサービスに関する新たな基準により、専門性の高いサービス市場を形成
- 国際規格への準拠により取引および投資を後押し

安全と環境保護:

- トレーニングおよび緊急対応計画を強化することで、事故を削減
- ライフサイクルの管理および有害化学物質の管理により、環境の持続可能性を促進
- 製品の安全性に関する情報開示を充実させて公衆衛生を保護

行政の効率化:

- 手続きを合理化してコンプライアンスのコストを削減
- 当局間の連携強化による執行の向上
- データベースシステムを強化してより良い意思決定を促進

社会と市場の発展:

- 情報開示の改善により、市場の透明性を向上
- 高い専門性を求めることで熟練した労働力を育成
- 地域社会に保護対策を施して生活の質を向上

次のステップ

**2025年6月、化学品法 (改正法)
の正式制定**

2025年12月、法規制の正式制定

- 化学産業の発展および化学物質の安全性・セキュリティに関する議定
- 化学物質管理および製品中の化学物質に関する議定
- 違反および処罰に関する議定

**化学品法 (改正法) および
法規制の正式施行は2026
年1月1日**

ご清聴ありがとうございました！

